

国務院の中国高齢者事業発展「第12次5カ年計画」の印刷発行に関する通知
国発〔2011〕28号

＜ご利用にあたって＞

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和国事務所

各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直属機関：

ここに「中国高齢者事業発展第12次5カ年計画」を印刷発行する。真摯に執行を徹底されたい。

国務院

2011年9月17日

中国高齢者事業発展「第12次5カ年計画」

人口の高齢化に積極的に対応し、高齢者事業の発展を加速させるため、「中華人民共和国国民経済と社会発展の第12次5カ年計画綱要」、「中華人民共和国高齢者權益保障法」、「中共中央国務院の高齢者業務強化に関する決定」（中発〔2000〕13号）に基づき本計画を制定する。

I. 背景

(1) 「第11次5カ年計画」期の主な成果

「第11次5カ年計画」の間は高齢者事業が急成長をとげた5年である。老後保障システムが徐々に改善され、対象範囲がさらに拡大し、企業従業員の基本的な年金保険制度が一般的に実現され、企業退職者の退職金水準が5年連続で向上し、基本年金保険が省レベルで一元化が図られ、新型農村社会年金保険のモデルケースがスタートし、徐々にその範囲が拡大されている。また、従業員と都市部住民の基本医療保険制度の対象が全面的に拡大し、新型農村協力医療への加入率も安定的に向上した。高齢者の社会福祉と社会救済制度が徐々に確立され、都市部・農村部の「計画生育家庭」の老後保障支援政策も徐々に形成されつつある。高齢者向けサービスシステムの構築が着実に進み、都市での実施を皮切りに

徐々に農村へと拡大し、高齢者向けサービス機関及び高齢者活動施設の建設が大きな進展をみせた。高齢者の教育・文化・スポーツ事業が比較的早いペースで発展し、高齢者の精神・文化生活の充実が図られた。社会全体の高齢者に対する認識が強化され、高齢者を敬愛し、支援するという社会風潮が強くなり、高齢者の権益が比較的きちんと保障されるようになってきている。高齢者分野の科学研究、国際交流・協力で新たな進展が見られた。高齢者層が高齢でもやるべきことがあるようにし、経済・社会の建設及び公益活動に積極的に参加し、社会主義調和社会の構築において重要な役割を果たすようになってきている。

(2) 「第 12 次 5 カ年計画」期の高齢者事業が直面している情勢

「第 12 次 5 カ年計画」期は中国が全面的に「小康社会」を構築する上で重要な時期であり、高齢者事業を発展させるための大きなチャンスの時期でもある。

党と政府は長期にわたり高齢者層に十分配慮し、積極的な措置を継続的に講じ、高齢者事業の発展を推進して大きな成果を挙げ、高齢者事業の持続的な発展のための確固とした基盤を築いて来たが、高齢化が急激に進む中、高齢者事業及び高齢者サービスの遅れという問題が顕在化している。主な問題には以下がある。①社会養老保障制度が未整備である、②公益性高齢者向けサービス施設やサービスネットワークの構築が後れている、③高齢者向けサービス市場の発展が不十分で供給が不足している、④高齢者のための社会管理業務が脆弱である、⑤高齢者の権益侵害が依然発生している。以上のような問題を重視し、真摯に解決していく必要がある。

「第 12 次 5 カ年計画」期には高齢者人口増加の最初のピークを迎えることから、中国の人口高齢化がさらに加速されることになる。2011 年から 2015 年にかけて全国 60 歳以上の高齢者は 1.78 億人から 2.21 億人に増え、毎年平均で高齢者が 860 万人ずつ増えている。高齢者人口の全人口に占める割合も 13.3%から 16%になり、毎年平均 0.54 ポイント上昇している。高齢化と共に家庭の小型化と空の巣化(訳注:「空の巣」とは、高齢者のみの世帯を指す)が進み、経済・社会の転換期の問題とも相まって社会的養老保障と高齢者サービスのニーズが急増している。今後 20 年で中国の人口高齢化はますます加速し、2030 年には全国の高齢者人口規模が倍増するとも言われ、高齢者事業の発展は「任重くして道遠し」の感がある。中国は高齢者事業の重要性と緊急性をよく認識し、目下の経済・社会の安定的かつ迅速な発展と、社会的扶養が比較的少ないという時期的なチャンスを十分に活かして、高齢者事業における際立った矛盾や問題の解決に力を入れ、物質・精神・サービス・政策・制度・システム/メカニズム等の面から人口高齢化という課題に対応するための基盤を固めることが求められている。

II. 指導的思想、発展目標、基本原則

(1) 指導的思想

中国の特色ある社会主義の偉大な旗印を高く掲げ、鄧小平理論と「三つの代表」重要思想を指導方針とし、科学的発展観を徹底させ、人口高齢化の新たな情勢に適応し、科学の

発展をテーマに、改革・革新を原動力とし、高齢化戦略計画のためのシステムを健全化し、社会養老保障システム・高齢者の健康支援システム・高齢者向けサービスシステム・高齢者の快適な居住環境システム・高齢者層向け業務システムを構築し、経済・社会の改革発展という大局に貢献し、高齢になっても生計を立てることや医師にかかることができ、やることや学ぶこと、楽しみがあるようにするという業務目標の実現に努め、広範な高齢者と改革発展の成果を共有する。

(2) 主な発展目標

- 人口高齢化に対応した戦略的システムの基本枠組みを構築し、高齢者事業のための長期発展計画を策定・実施する。
- 都市部・農村部の住民をカバーした社会養老保障システムを健全化し、全国の高齢者が基本的な老後保障を享受できるようにする。
- 高齢者の基本医療保障システムを健全化し、末端の医療及び衛生機関が管轄区内の65歳以上の高齢者に健康管理サービスを提供し、健康カルテ制を構築する。
- 在宅を基礎とし、コミュニティーを拠り所とし、機関によるサポートを特徴とする高齢者サービスシステムを構築し、在宅養老とコミュニティーの高齢者サービスネットワークを基本的に健全化し、全国の高齢者1000人当たりの高齢者ケアベッド数を30床まで引き上げる。
- 都市部・農村部における高齢者関連プロジェクトの技術基準・規範、バリアフリー施設への改造、新設住宅区における高齢者施設建設計画に関する基準を全面的に推進する。
- 高齢者向けの文化・教育・スポーツ/健康づくり活動のための施設を増やし、各級・各種高齢者大学（学校）の規模をさらに拡大する。
- 高齢者の社会管理業務を強化する。各地に高齢者事業委員会を設け、80%以上の退職者をコミュニティー管理サービスの対象に組み入れ、基層の高齢者協会のカバー率を80%以上、高齢者ボランティア数を高齢者人口の10%以上にする。

(3) 基本原則

1. 高齢者事業と経済・社会との協調的発展。「小康社会」の全面的な構築及び社会主義調和社会の構築という偉大な目標に密着し、改革発展の大局における高齢者事業の重要な位置を確立し、高齢者事業と経済・社会の協調的発展を促進する。
2. 直近及び長期的観点の結合。中国の基本的国情に基づき、目下の際立った矛盾の解決と人口高齢化という長期的課題への対応を緊密に結びつけ、システム・メカニズムの刷新と法制度の整備を重視し、大局を踏まえて総合的な対策を講じ、全面的で協調的かつ持続可能な発展を実現する。
3. 政府の指導と社会による参画。社会主義市場経済の要求に基づき、高齢者向けサービス産業を積極的に発展させる。政策指導・資金サポート・市場育成・監督管理を強化し、資源配置における市場メカニズムの基本的役割を発揮し、社会各方面の力を十分に引き

出して高齢者事業の発展に積極的に参画させるようにする。

4. 在宅養老と社会的養老の結合。家庭やコミュニティの機能を十分に発揮させ、在宅養老の地位を固め、社会的な高齢者サービスを優先的に発展させ、在宅を基礎とし、コミュニティを拠り所とし、機関によるサポートを特徴とする社会的な高齢者サービスシステムを構築し、中国の特色ある新しい高齢者ケアモデルを創出する。
5. 全体的な計画・協調とカテゴリー別指導の結合。都市部・農村部と地域の協調的發展を重視し、農村及び中西部地区に対する政策支援を強化し、資源の配置を農村や中西部地域をはじめとする末端を重点にする。各地の強みと大衆の創造性を十分に発揮し、地元に適した高齢者事業を展開して高齢者事業を発展させる。
6. 道徳規範と法的制約の結合。親孝行・敬老の道徳教育を広く実施し、高齢者関連の法制業務を強化し、高齢者業務と高齢者事業の全面的な発展のための原動力及び保障とする。

Ⅲ. 主な任務

(1) 高齢者社会保障

1. 年金保険制度の構築を速める。新型農村社会年金保険と都市部住民の年金保険制度による全面的カバーを実現する。都市部従業員の基本年金保険制度を改善し、都市部従業員の基本年金保険の省レベルの全体計画を全面的に徹底させ、基礎退職金の全国的な一元計画を実現し、都市部従業員の基本年金保険関連の移転・継続業務をしっかりと行う。都市部・農村部の老後保障制度の効果的な連携を徐々に推進し、機関・事業組織の年金保険制度改革を推進していく。賃金アップや物価上昇等の要素に基づき退職者の基本退職金を調整するメカニズムを構築する。企業年金及び職業年金を発展させる。商業保険の補助的役割を発揮させる。
2. 基本医療保険制度を改善する。従業員基本医療保険、都市部住民基本医療保険、新型農村協力医療制度をさらに改善する。都市部住民の医療保険と新型農村協力医療の1人当たりの資金調達基準と保障水準を徐々に引き上げ、高齢者等の保険加入者の医療費負担の軽減を図る。従業員医療保険、都市部住民の医療保険、新型農村協力医療基金の最高支払い限度額と政策範囲の入院費用支払い比率を引き上げ、外来診察の一元化計画を全面的に推進する。各制度間の連携をしっかりと行い、一元化計画のレベルを徐々に高め、医療保険関係の移転・連携及び居住地以外の医療費精算の実現をスピードアップする。基本医療費の即時精算を全面的に推進し、支払い方法を改革する。商業健康保険を積極的に発展させ、医療保険制度の整備・補充を図る。
3. 高齢者に対する社会的救済を強化する。都市部・農村部の最低生活保障制度を改善し、条件にある高齢者を全て最低生活保障の対象とする。経済・社会の発展水準に基づき、最低生活保障と農村「五保供養」（訳注：農村の集団経済組織が食品、衣料品、住居、医療、葬儀を保障する制度）の基準を適宜調整する。都市部・農村部の医療救済制度を改善し、貧困高齢者の基本的な医療保障問題の解決に注力する。臨時救済制度を改善し、

災害や病気等による支出が原因で生活が困難な高齢者の基本的生活を保障する。

4. 高齢者向けの社会福祉制度を改善する。中国の特色ある社会福祉発展モデルを積極的に模索し、適切かつ普遍的な高齢者の社会福祉事業を発展させ、特別な困難のある高齢者のために政府がサービスを購入するというような政策を研究・策定する。「高齢者優遇弁法」をさらに改善し、高齢者にさまざまな形式のケアや優先権、優待サービスを積極的に提供し、高齢者の社会福祉水準を徐々に高めていく。条件のある地方は、高齢者の生活補助及び経済的に苦しい高齢者向けのケアサービス手当を支給することができる。

(2) 高齢者向けの医療衛生・保健

1. 高齢者向けの医療衛生サービス拠点及びチームの構築を推進する。高齢者向け医療衛生サービスを各地の衛生事業発展計画に組み入れ、老年病病院・介護病医院・高齢者リハビリテーション病院・総合病院の高齢者疾病科を強化し、条件のある三級総合病院では老年病診療科を設けるようにする。医療及び衛生機関は高齢者の医療・看護・衛生保健・健康モニタリング等のサービスを積極的に提供し、高齢者に在宅のリハビリ・看護サービスを提供する。基層の医療衛生機関はスタッフを強化し、高齢者向けの衛生サービス能力の向上を図る。
2. 高齢者の疾病予防業務を展開する。基層医療衛生機関は管轄域内の65歳以上の高齢者向けに健康管理サービスを行い、健康カルテを作成する。高齢者向けにライフスタイルや健康状況についての定期的な評価及び健康診断を行い、健康上のリスクを早急に発見し、老年病の早期発見・早期診断・早期治療を促す。老年病予防知識の宣伝を行い、高齢者によく見られる疾病や慢性病に関する健康指導と総合予防に努める。
3. 高齢者向け保健事業を発展させる。高齢者向けの健康教育を広範に実施し、保健知識を普及させ、高齢者の運動・健康づくりと心の健康意識を強化する。高齢者の精神的ケアと心理的ケアを重視し、疾病予防・心の健康・保健・傷害予防・自助対応等の健康指導と心の健康に関する指導を行い、高齢・空の巣症候群・疾病等の高齢者の心の健康を重点的に注目する。高齢者の家族向けに専門のトレーニングやサポートを提供し、家族の心のケア及び心理的サポートとしての役割を十分に発揮させるようにする。老人性の認知症やうつ病等の精神疾患の早期識別率を40%まで引き上げる。

(3) 高齢者家庭の構築

1. 高齢者の居住条件を改善する。高齢者の快適な住宅及び多世代住宅の開発を促し、家族が高齢者と共に生活するか、または近くに住むよう奨励する。高齢者家庭のバリアフリー改造を推進・支援する。
2. 在宅養老支援策を整備する。高齢者人口の戸籍移転・管理政策を改善し、高齢者が扶養者の元に転居する条件を提供する。在宅養老の保障及びケアサービス支援策を健全化し、農村の「計画生育家庭」奨励・扶助制度と「計画生育家庭」特別扶助制度の改善を図り、都市部の「一人っ子」の両親に対する養老手当を徹底させ、奨励金・扶助金の動態調整メカニズムを確立する。

3. 親孝行・敬老といった伝統的美徳を啓発する。敬老精神を強化し、相互扶助及び温かい家庭的雰囲気作りを提唱し、在宅養老における基礎的役割を發揮する。高齢者のための温かい家庭を築いて高齢者在宅養老の幸福度指数のアップを図る。

(4) 高齢者向けサービス

1. 在宅養老サービスを重点的に発展させる。健全な県（市・区）、郷鎮（街道）、コミュニティ（村）の3級に分かれたサービスネットワークを構築し、都市街道とコミュニティによる在宅養老サービスネットワークの全体的にカバーを実現する。郷鎮の80%以上、農村の50%以上のコミュニティに高齢者向けサービスを含むコミュニティ総合サービス施設や拠点を建設する。在宅養老サービス情報システムの構築を加速し、在宅養老サービス情報プラットフォームのモデルケースをしっかりと実施すると同時に、徐々にモデルケースの範囲を拡大していく。在宅養老サービスの仲介組織を育成し、社会からの支えが在宅養老サービスを展開するように指導・サポートしていく。社会サービス企業がそれぞれの強みを發揮して在宅養老サービスプロジェクトを開発し、サービスモデルを刷新するように奨励する。家庭サービス産業の発展に力を入れ、また高齢者サービス、特に在宅高齢者向け介護サービスを重点任務とする。在宅養老サービス分野を積極的に開拓し、基本的な生活面のケアから医療健康・補助器具、精神的ケア、法的サービス、緊急救助等の分野に拡大していく。
2. コミュニティによるケアサービスの発展を重視する。デイケアセンター・託老所・「星光老年（高齢者）之家」・相互扶助式のコミュニティ高齢者サービスセンター等のコミュニティ内高齢者施設を住宅地区建設計画に組み入れる。近い・便利・実用的という原則に基づき、入居型・デイケア型・一時預かり等のコミュニティによる高齢者向けサービスを展開していく。
3. 機関による高齢者サービスを一元的に計画・発展させる。一元的計画と合理的配置という原則に基づき、財政投入と社会による資金調達を強化し、扶養型・介護型・医療看護型の高齢者施設の建設を推進する。高齢者施設の経営メカニズムの改革と改善を積極的に推進し、多元的かつ社会的な投資及び管理モデルを模索する。優惠政策をさらに改善・徹底させ、公立の高齢者ケア施設の建設及び経営管理に対する社会の参画を奨励していく。「第12次5カ年計画」期に新規に各種高齢者療養病床342万床を増やす。
4. 介護・リハビリサービスを優先的に発展させる。医療衛生サービスシステム及び社会高齢者サービスシステムの計画・整備において、高齢者介護病院とリハビリ医療機関の建設を強化する。政府は社会資本に対し長期医療介護・リハビリ・終末期ケア等の機能を有する高齢者施設を設けることを奨励し、重点的にそれを建設していく。「介護病院基本基準」に基づき規範化管理を強化する。地（市）級以上の都市に少なくとも専門的な高齢者介護施設を1カ所設ける。高齢者の長期介護制度について研究・模索すると同時に、商業保険会社が長期介護保険業務について研究するように奨励・指導を行う。
5. 高齢者サービス業界の監督管理を強化する。高齢者施設の行政管理に関する法令をさら

に改善し、高齢者施設の参入・退出及び監督管理制度を確立し、高齢者施設の登記・登録や日常的検査、監督管理業務をしっかりと行う。入居型高齢者施設等の高齢者の安全と健康に関わる重要な場所については、消防及び衛生許可制度の重点管理範囲とする。

(5) 高齢者の生活環境

1. 高齢者向けの活動場所及び便宜を提供するための施設の建設を加速させる。都市部・農村部の建設計画を作成するに当たっては、高齢者のニーズを充分考慮し、街道・コミュニティによる「高齢者生活圏」関連施設の建設を強化し、高齢者の生活環境の改善に努める。新設や資源の統合によって高齢者の生活インフラ不足という問題を緩和する。公園・緑地・広場等の公共スペースを利用して高齢者のための運動・健康づくりの場所を確保する。
2. 高齢者関連プロジェクトの建設技術基準システム及びその監督制度を整備する。高齢化に対応するという要求に基づき、現行の高齢者施設建設技術基準・規範を全面的に整理・審査・修正・改善・整備し、計画・設計・施工・監理・検収の各段階における技術基準の実施と監督を強化し、効果的かつ規範的な制約メカニズムの形成を図る。
3. バリアフリー施設の建設を推進する。高齢者及び生活能力のない高齢者の在宅养老服务施設及び環境のバリアフリー化を重点とし、バリアフリーをコミュニティや家庭に浸透させる。居住区・園林/緑地・道路・建築物等の高齢者の日常生活と密に関わる施設のバリアフリー改造のペースを加速し、高齢者の外出や社会生活の便宜を図る。「バリアフリー環境建設条例」を研究・策定し、全国的なバリアフリー都市建設を引き続き展開する。
4. 高齢者にやさしい都市と高齢者の居住に適したコミュニティの建設を推進する。高齢型社会という新構想を打ち出し、高齢者にやさしい環境及び家庭の発展という新しい考え方を確立していく。高齢者にやさしい都市、高齢者の居住に適したコミュニティを構築するためのガイダンスを作成し、典型的モデルとしての役割を発揮させる。

(6) 高齢者向け産業

1. 高齢者向け産業政策を整備する。高齢者向け産業を経済・社会発展の全体的計画に組み入れ、国の支援業界リストの対象とする。高齢者向け産業発展のための融資や投資等の支援策を研究・策定し、その徹底と支援を図る。社会資本の高齢者向け産業への投入を奨励する。高齢者の合理的な消費を指導し、高齢者用品の大規模な消費市場を育成する。
2. 高齢者用品・用具・サービスの開発を促進する。リハビリ器具や電子コールといった高齢者にニーズのある商品の研究開発を重視する。高齢者の多様なニーズに合った特色ある介護・家庭サービス、健康づくり・レジャー、文化娯楽、金融・財テク等のサービスを開拓する。高齢者用品・用具を生産し、高齢者向けサービスを提供する主要企業を育成し、高齢者向け産業及び有名ブランドを確立する。
3. 高齢者向けの観光サービスを強化する。高齢者のニーズに合い、高齢者の年齢的特徴に見合った観光商品を積極的に開発する。観光地・ホテル・観光道路の高齢者向けサービ

ス施設の建設を改善する。高齢者向け観光を対象とする観光ガイドやルートといった特色あるサービスを充実させる。高齢者向け観光サービス市場の秩序を規範化する。

4. 高齢者向け産業の健全な発展を促進する。高齢者向け商品・用品の品質基準を研究・策定し、高齢者向け産業市場の監督管理を強化する。高齢者向け産業の業界団体と仲介組織の積極的な役割を発揮し、情報サービス及び業界の自己規制を強化する。高齢者向け産業発展させるための資金調達ルートを確立する。

(7) 高齢者の精神・文化生活

1. 高齢者向け教育を強化する。高齢者向けの教育体制を刷新し、高齢者教育の新モデルを模索し、教育内容の充実を図る。高齢者大学（学校）建設への財政投入を拡大し、高齢者教育への社会の参画を積極的に支援し、各種高齢者大学の教育規模を拡大していく。党支部・自治組織・高齢者組織の役割を十分に活用し、新たな情勢下における高齢者の思想教育をしっかりと行う。
2. 高齢者向け文化業務を強化する。農村における文化施設の建設を強化し、都市コミュニティの文化施設を整備する。高齢者を題材とする文学・芸術作品の創作を奨励し、高齢者向け公共文化製品の供給を増やす。各級ラジオ局・テレビ局が積極的に高齢者専門番組を開設するのを奨励・支援し、高齢者向けの文化宣伝及び高齢者事業の宣伝力を拡大していく。高齢者組織が各種の文化・娯楽活動を実施するのを支援し、高齢者の精神・文化生活の充実を図る。
3. 高齢者のスポーツ・健康づくりを強化する。都市部・農村部の建設、旧市街の改造、コミュニティ建設において、高齢者のスポーツ・健康づくりのための活動場所を計画する。高齢者によるスポーツ組織の構築を強化し、高齢者が積極的に国民皆健康づくり活動に参加するようにする。スポーツ・健康づくりに日常的に参加する高齢者の割合を50%以上にする。「第2回全国高齢者スポーツ・健康づくり大会」を実施する。
4. 高齢者の社会参画を拡大する。高齢者の人的資源の開発に着目し、高齢者が適切な方法で経済発展及び社会公益活動に参画できるように支援する。「中共中央弁公庁国务院弁公庁の『中央組織部・中央宣伝部・中央統戦部・人事部・科技部・労働保障部・解放軍総政治部・中国科協の退職専門技術者の更なる役割の発揮に関する意見』転載の通知」（中弁発〔2005〕9号）を徹底させ、政策措置の健全化を図り、サービスのためのプラットフォームを構築し、広範な退職専門技術者が一層その役割を発揮できるように支援する。コミュニティサービスや次の世代に対する教育、近隣住民の紛糾や家庭内トラブルの仲裁、社会の治安維持といった分野における高齢者の積極的な役割を重視する。「高齢になってもやるべきことがある」という新しい老いのあり方に関する模索を続け、「銀齡行動（訳注：シルバーボランティア活動）」を積極的に進め、高齢者ボランティアサービス活動を広く実施し、高齢者ボランティアの高齢者人口に占める割合を10%以上にする。

(8) 高齢者の社会管理

1. 末端の高齢者事業者及び高齢者組織を強化する。各地に高齢者事業委員会を設け、都市

部・農村部のコミュニティーの高齢者事業のメカニズムを健全化する。末端の高齢者協会の規範化を強化し、高齢者による自主管理・自主教育・自主サービスの積極的な役割を十分に発揮させる。「第12次5カ年計画」期に高齢者協会のある都市部コミュニティーの割合を95%以上に、農村コミュニティー（行政村）の割合を80%以上にする。

2. 退職者の管理・サービスをしっかり行う。高齢者全体を対象としたコミュニティー資源によるサービスを十分に活用し、退職高齢者向けサービスをコミュニティーサービスの対象範囲に組み入れる。街道（郷鎮）・コミュニティーの労働保障のためのプラットフォームの構築を推進し、退職者向けに便利で迅速かつ効率的で高品質なサービスを提供する。「第12次5カ年計画」期末までにコミュニティー管理サービスの対象となる企業退職者の割合を80%超まで引き上げる。

(9) 高齢者の權益保障

1. 高齢者関連法令の整備を強化する。高齢者の權益保障の法制化プロセスを推進し、「中華人民共和国高齢者權益保障法」改正関連の業務をしっかりと行い、法執行のチェック及び法律知識を普及させるための教育を実施し、高齢者權益保障法制度の水準を引き上げる。
2. 高齢者の権利保護メカニズムを健全化する。親孝行・敬老の美德を高め、家庭内及び世代間の調和を促す。弱者としての高齢者の社会的保護を強化し、高齢、孤独、空の巣症候群、生活能力を喪失した、自立能力に支障のある高齢者を社会的な権利保護サービスの重点対象とする。高齢者施設のサービス水準の検査・監督を強化し、高齢者の生活水準と生命の尊厳を擁護し、高齢者の差別・虐待の根絶を図る。
3. 高齢者向けの法律サービスをしっかりと行う。高齢者の権利保護のための法的支援ルートを拡充し、法的支援の対象を広げる。高齢者の医療・保険・救済・扶養・住居・婚姻等の分野を重点に、高齢者に迅速かつ便利、効率的で優れた法律サービスを提供する。高齢者の權益侵害案件の処理を強化し、高齢者の合法的權益をしっかりと保障していく。
4. 青少年に対し伝統的な敬老美德教育を強化する。義務教育に孝行・敬老等の教育内容を加え、様々な形式による社会的敬老実践活動を実施し、優れた学校文化環境の創出に努める。

(10) 老化に関する科学研究

1. 重点科学研究プロジェクトをしっかりと行う。人口高齢化に対応するための戦略を研究し、国としての高齢者事業中長期発展計画を策定する。高齢者の生活状況に関する追跡調査を行い、地域的な人口高齢化対応戦略の研究を実施して高齢化政策策定のための根拠とする
2. 老齡学科に関する教育及び専門人材の育成を強化する。高齢者事業発展計画及び重点発展分野に基づき、職業教育及び高等教育における学科開設の全体計画を作成し、技能型・応用型・複合型人材を育成し、人的資源によるサポートをしっかりと行い、高齢者事業の発展のためにサービスを提供する。
3. IT化を推進する。高齢者事業及びIT化協同推進メカニズムを確立し、高齢者に関する情

報の収集、データ分析のためのプラットフォーム、都市部・農村部の高齢者の生活状況に関する追跡・監視システムを構築し、その健全化を図る。

(11) 高齢者の国際交流・協力

二国間・多国間の国際交流を広く行い相互理解を増進する。国際的な高齢化分野における中国の大きな影響力を積極的に発揮し、国際協力をより一層を促進する。国連の高齢化問題作業グループによる高齢者権利保護のための国際的メカニズムの構築の動向に注意し、積極的に自らの役割を果たし、同プロセスが有利な方向に発展するように誘導していく。外国の人口高齢化に対応するための考え方や経験を積極的に研究し、国連人口基金の第7期高齢化プロジェクトをしっかりと執行していく。「高齢化に関する国際行動計画」の中国での執行状況の評価を完了させる。

IV. 保障措施

(1) 組織的指導の強化

各級政府は高齢化問題を重視し、高齢者事業を強化することが求められている。高齢者事業を重要議案に組み入れ、経済・社会発展全体計画の一部として高齢者事業における矛盾や課題を速やかに解決する。党が主導し、老齡工作委員会が調整し、部門がそれぞれの職責を果たし、社会がそれに参画し、国民全体が関心を持つような高齢者事業の形態の健全化を図る

(2) 改革・刷新の強化

更に思想を開放し、改革を堅持し、体制メカニズム・政策制度・業務の考え方・発展モデル等の面での刷新を強化し、高齢者関連の社会保障制度の連携、高齢者事業の投入メカニズム、政府のサービス購入方式、高齢者向けサービス市場参入及び日常的な監督管理、民営高齢者施設の支援策、コミュニティの高齢者サービス資源の総合的な開発利用、高齢者の社会的組織の規範化といった重要課題を巡って十分な調査研究を行い、政策・法制度を徐々に改善し、体制メカニズムの刷新を図る。

(3) 多元的かつ長期的投入メカニズムの構築

各級政府は経済の発展状況及び高齢者事業の現状を鑑み、複数のルートによる資金調達を行い、常に高齢者事業への投入を拡大していく。高齢者事業の発展を実施・促進するような税制面の政策をさらに改善し、政策指導と体制改革を平行させながら、社会資本の高齢者事業への投入意欲を引き出す。高齢者慈善事業の発展に力を入れる。

(4) 人材構築の強化

高齢者事業用人材の思想・組織・意識・業務能力の構築を強化する。高齢者サービス産業用の人材育成、特に高齢者介護員と高齢者向け産業のマネジメント要員の養成を加速する。国の職業基準に基づき高齢者介護員の職業訓練及び職業資格認証を行う。条件のある大学や職業学校は、関連の専攻で老人学・高齢者介護学・老人心理学等のコースを開設する。高齢者のためのボランティアや社会の業界関係者の発展に努める。

(5) 監督・検査・評価システムの構築

同計画は全国高齢者業務委員会が関連部門の執行面の調整・監督・検査を行い、2015 年に計画の執行状況に関する全面的な評価を行う。

原文リンク：

http://www.gov.cn/zwgk/2011-09/23/content_1954782.htm